

第 39 号議案

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例（平成 18 年加東市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表加東市三草放課後児童健全育成施設「みくさなかよしくらぶ」の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

第 39 号議案 要旨

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市三草放課後児童健全育成施設は、平成 31 年 4 月 1 日に三草こども園を運営する社会福祉法人に譲渡し、公の施設としての用途を廃止したため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

施設の名称及び位置から、加東市三草放課後児童健全育成施設「みくさなかよしくらぶ」を削ること。

3 施行期日 公布の日（平成 31 年 4 月 1 日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行		改 正 案	
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
加東市社放課後児童健全育成施設 「やしろなかよしくらぶ」	加東市社1652番地1	加東市社放課後児童健全育成施設 「やしろなかよしくらぶ」	加東市社1652番地1
加東市三草放課後児童健全育成施設 「みくさなかよしくらぶ」	加東市上三草155番地1	加東市東条東放課後児童健全育成施設 「東条東げんきクラブ」	加東市掬鹿谷233番地1
加東市東条東放課後児童健全育成施設 「東条東げんきクラブ」	加東市掬鹿谷233番地1		